

公益財団法人ふるさと島根定住財団職員給与規則細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益財団法人ふるさと島根定住財団職員給与規則第3条、第5条の規定に基づき、職員の職務の級、初任給、昇格、昇任及び昇給等に関して定めるものとする。

(職務の級)

第2条 職員の給料の決定に当たり必要となる級ごとの職務は、別表に掲げるとおりとする。

(初任給の決定)

第3条 新たに職員となる者の給料月額は、島根県職員に関する職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号。以下「県初任給規則」という。）の規定の例により決定する。

(昇格及び降格)

第4条 職員を上位の職務の級に昇格させるときは、その者の経験年数又は在級年数が必要経験年数又は必要在級年数に達していることを基準として、1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の必要経験年数又は必要在級年数は、島根県の行政職の職員の例により、理事長が別に定める。

3 第1項の規定により職員を昇格させ、又は降格させた場合におけるその者の給料月額は、島根県の例によるときの県初任給規則の規定により決定する。

(昇任)

第4条の2 理事長は、前条第1項の昇格によることなく、職員を上位の職（公益財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程第2条第2項に規定する職）に昇任させることができる。

(昇 給)

第5条 職員の昇給に関する規定は、県初任給規則の規定を準用する。

(管理職手当)

第6条 事務局長に管理職手当を支給する。

2 前項の職員に対する管理職手当の支給額は、その者について定められた給料月額に100分の8を乗じて得た額とする。

(給与の支給方法)

第7条 職員の給与の支給方法は、島根県の職員に対する給与の支給方法の例による。

2 給与の支払いは、職員から申出に基づき口座振込みによるものとする。

1 前項の申出に当たっては、職員は別記様式に所要事項を記載して、これを理事長に提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から適用する。

別 表

(平成 23 年 4 月 1 日改正)

職務の級	級別職務分類表
1 級	主事の職務
2 級	主任主事の職務
3 級	主任又は副主任の職務
4 級	課長、石見事務所長又は課長代理の職務
5 級	事務局次長の職務
6 級	事務局長の職務

別記様式

給与口座振込（変更）申出書

公益財団法人ふるさと島根定住財団

理事長 藤原義光様

給与の口座振込について、平成 年 月分給与から次のとおり申
し出ます。

平成 年 月 日

(申出者)

職 名

氏 名



申出区分

1 新規	2 変更	3 取消
------	------	------

(※) 該当する番号を○で囲むこと。

振込口座

金融機関		
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号	本支店コード	口座番号

(※) 1 金融機関の欄には、金融機関名及び本支店名を記入する
こ

2 預金種別の欄は、該当する番号を○で囲むこと。